

相模原市障害福祉職員等キャリアアップ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉人材の定着・育成を目的として、障害福祉サービス事業を行う法人がキャリアアップ支援のために障害福祉職員等に研修を受講させた場合に、市が補助金を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害福祉サービス事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害福祉サービス等であつて、別表に定める事業をいう。
- (2) 障害福祉職員等 市内の障害福祉サービス事業所に勤務する従業者のうち、事務員、調理員、清掃員又は運転手等、障害児者の直接処遇に関わらない者を除いた従業者をいう。

(補助事業等)

第3条 規則第2条第2号に規定する補助事業等は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害福祉職員等を対象に事業所内研修を実施する事業
外部から講師を招いて行う事業所内研修(当該補助金の交付を申請する法人と同一法人に所属する者を講師とする場合を除く。)
- (2) 障害福祉職員等を次の研修へ派遣する事業
 - ア 介護福祉士の資格取得に係る研修
 - イ 社会福祉士の資格取得に係る研修
 - ウ 精神保健福祉士の資格取得に係る研修
 - エ 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修
 - オ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に規定する喀痰吸引等研修
 - カ 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平

成 18 年厚生労働省告示第 538 号)」に規定する重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修及び行動援護従業者養成研修

キ 「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 24 年厚生労働省告示第 225 号)」等に規定する相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修

ク 「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 18 年厚生労働省告示第 544 号)」に規定するサービス管理責任者基礎研修、実践研修及び更新研修

ケ 「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 24 年厚生労働省告示第 230 号)」に規定する児童発達支援管理責任者基礎研修、実践研修及び更新研修

コ その他国又は地方公共団体が障害福祉職員等を対象に実施する研修(地方公共団体の長が指定した者が実施する研修を含む。)

(補助金の交付の対象)

第 4 条 この補助金の交付を受けることができる者は、市内で障害福祉サービス事業を運営し、キャリアアップ支援のために前条に規定する事業を実施した法人とする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。

(1) 第 3 条第 1 号に該当する事業に要する経費のうち、謝礼、旅費(講師に要するものに限る。)及び委託料

(2) 第 3 条第 2 号に該当する事業に要する経費のうち、需用費(教材費等)及び負担金(研修受講料等)

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、研修の受講について市長が必要と認める経費

2 前項第 2 号の経費については、1 人当たり 1 万円以上(税込み)のものを対象とする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費総額に 100 分の 55 を乗じて得た額以内とし、会計年度毎に 1 法人当たり 15 万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、端数を切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 補助事業者等は、原則として、次に掲げる期日までに交付申請を行うものとする。

(1) 研修受講日に定めのある場合は、研修受講日(複数日で行われる場合にあつては、受講初日)の前日まで

(2) 自宅学習等、研修受講日に定めがない場合は、自宅学習等を行う日(複数日で行われる場合にあつては、自宅学習の初日)の前日まで

(3) 研修受講日に定めのある場合及び定めがない場合を含む複合的な研修である場合は、研修受講日(複数日で行われる場合にあつては、受講初日)又は自宅学習等を行う日(複数日で行われる場合にあつては、自宅学習の初日)のいずれか早い日の前日まで

2 規則第4条第1項第1号の補助事業等計画書の様式は、別記様式とする。

3 規則第4条第1項第2号の書類は省略するものとする。

4 規則第4条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 研修実施要領等受講する研修の内容がわかる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第8条 規則第6条に規定する条件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 申請に係る補助対象経費について、補助事業者等が全額を負担していること。

(2) 申請に係る補助対象経費について、他の制度による補助を受けていないこと。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の市長が定める期日は、交付決定通知があつたことを知つた日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第10条 規則第14条第1項の市長が定める期日は、補助事業等の完了後30日を経過した日(当該経過した日が補助事業等の完了があつた日の属する市の会計年度の末日後の日となる場合は、当該会計年度の末日)までとする。

2 規則第14条第3項の規定により、規則第14条第1項第1号の書類を省略するものとする。

3 規則第14条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次の書類とする。

(1) 受講証の写し、研修報告書の写し、修了証書の写し等受講が確認できるもの

(2) 負担金等領収書の写し又はこれに準ずる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月6日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。ただし、第7条第1項第1号から第3号までの規定は令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

(交付の申請について)

2 第7条第1項の規定については、令和6年度の予算に係る補助金に限り、同条中、「次に掲げる期日」とあるのは、「令和7年3月31日」とする。

3 第10条第1項の規定については、令和6年度の予算に係る補助金に限り、同条中、「補助事業等の完了後30日を経過した日(当該経過した日が補助事業等の完了があった日の属する市の会計年度の末日後の日となる場合は、当該会計年度の末日)まで」とあるのは、「令和7年3月31日」とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条第1項関係）

<p>1 障害者支援施設等</p>	<p>ア 施設入所支援 イ 共同生活援助 ウ 福祉型障害児入所施設 エ 医療型障害児入所施設</p>
<p>2 通所系サービス事業所</p>	<p>ア 療養介護 イ 生活介護 ウ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） エ 就労移行支援 オ 就労継続支援A型 カ 就労継続支援B型 キ 児童発達支援 ク 放課後等デイサービス ケ 短期入所 コ 就労選択支援</p>
<p>3 訪問系サービス事業所</p>	<p>ア 居宅介護 イ 重度訪問介護 ウ 同行援護 エ 行動援護 オ 就労定着支援 カ 自立生活援助 キ 居宅訪問型児童発達支援 ク 保育所等訪問支援</p>
<p>4 相談支援事業所</p>	<p>ア 計画相談支援 イ 地域移行支援 ウ 地域定着支援 エ 障害児相談支援</p>
<p>5 地域生活支援事業</p>	<p>ア 移動支援事業 イ 日中短期入所事業 ウ 障害者一時ケア事業 エ 地域活動支援センター</p>